

佐賀県公示（会第3777号の2）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4111号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
略			略		
県民協働部	図書館	<u>企画課長</u>	県民協働部	図書館	<u>企画・情報課長</u>
	環境センター	総務課長		環境センター	総務課長
健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長	健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長
	総合福祉センター、療育支援センター、九千部学園、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長		総合福祉センター、療育支援センター、九千部学園、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長
	<u>総合看護学院</u>	<u>事務長</u>		精神保健福祉センター	副所長
	精神保健福祉センター	副所長			
産業労働部	関西・中京事務所	副所長	産業労働部	関西・中京事務所	副所長
	工業技術センター	総務課長		工業技術センター、 <u>窯業技術センター</u>	総務課長
	<u>窯業技術センター</u>	<u>企画総務課長</u>		産業技術学院	総務企画課長
	産業技術学院	総務企画課長			
略			略		